

伊方原発をとめる 大分裁判の会ニュース

第18号
2021/11/24

発行：伊方原発をとめる大分裁判の会
〒870-0034 大分市都町2丁目7-4
徳田法律事務所気付
TEL 090-7153-8775(連絡先 森山賢太郎)
http://anti.ikata.org
E-mail:info@anti-ikata.org



四電に原発運転の資格なし

再稼働は許されない！

四国電力は「保安規定違反」を指摘され、再稼働日程を先送りしました。

四国電力は特重施設（いわゆるテロ対策施設）が完成したとして10月12日再稼働を予定していました。私たちはそれに対して、この間様々な取り組みをしてきました。伊方原発3号機の再稼働を許すことはできません。

- ①大分地裁に対する緊急署名
- ②9月県議会、大分市議会に「再稼働反対」の請願
- ③許すな再稼働！馬奈木弁護士講演会8月28日
- ④伊方原発ゲート前集会10月11日、24日に参加

皆様方のご努力により、取り組みは着実に進展しました。心からお礼を申し上げます。①署名については12月16日第21回口頭弁論の日に提出する予定です。

②の議会請願について大分県議会で継続、大分市議会も継続審議となりましたが、世論に訴える効果はあったと思います。今後とも議会での扱いを注視していかねばなりません。

③8月28日馬奈木弁護士講演会はコロナ禍のなか、オンライン参加者を含めホルトホール大分で開催されました。ZOOM使用の初めての試みでしたが、かつてのような大きな集会は開催がむづかしい中、今後につながる取り組みとなりました。講演内容は2回にわけて本誌に要旨を連載します。

12月16日(木)第21回口頭弁論

- 14:00 大分地裁集合
- 14:30 口頭弁論 日高俊次氏
- 15:30 報告会(アートプラザ研修室)

- ※ 裁判所による傍聴者の抽選があります。
- ※ 当日裁判所に署名を提出します。

大勢の参加で、裁判所に私たちの熱意を伝えることが大切です、法廷を満席に！



四国電力は3号機に核燃料装填を済ませ、再稼働開始時期を見計らっています

再稼働延期のマスコミ報道を受け、急遽、大分県知事宛に以下の申し入れを行いました。

2021年10月6日

大分県知事 広瀬勝貞殿

伊方原発再稼働について(申し入れ)

9月8日、原子力規制委員会は四国電力に対して「保安規定違反」の事実があったとし、更田委員長は「安全文化の劣化の兆候だ。しっかりした対処を求める」(9月9日大分合同新聞報道)と指摘しました。このことは令和2年1月の定期点検中に連続して発生した重大事故のことを思い起こさせました。

その後、愛媛県知事は四国電力に対して、日程ありきではない、愛媛県民の理解を得る必要があるとし、再稼働日程の延期に至ったと報道されています。この件について、大分県知事は私たち大分県民に対し説明責任を果たしていただきたく、お願い申し上げます。

記

1 原子力規制委員会から指摘のあった「保安規定違反」について、大分県民にその内容を明らかにすること。危機管理上重大な事件と考えられるこの件について、四国電力から大分県にどのような説明があり、大分県知事はどのように対応されたのかを明らかにされたい。

2 伊方原発3号機の核燃料の装填はすでに終了し、特定重大事故等対処施設(いわゆるテロ対策)設置工事が完了し、10月5日から運用を開始しました。しかし私たちはこの対策が果たして効果的で実効性のあるものであるのか、例えば航空機やミサイルが原子力発電所設備に体当たりしてきた場合など想定して、適切に対処し耐えることができるのか大いに疑問を抱いています。大分県としてどのように検証するのか、明らかにされたい。

「愛媛県・四電からの情報待ち」 の姿勢でいいのか！

7月2日の県庁ホームページに気づいた県民は少ないと
思う。愛媛県を介するのではなく、知事が直接四電社長に説
明を求める場を作って欲しい。また、2のテロ対策につい
ては回答になっていません。四電に対し今後、大分県知事
として積極的に情報開示を求めていただきたい。

伊方原発をとめる大分裁判の会

原告共同代表 松本文六様
中山田 さつき 様

大分県知事 広瀬勝貞

伊方原発再稼働にかかる申し入れについて（回答）

令和3年10月6日付けで申し入れがありました標記のことについて、下記のとおり回答します。
記

四国電力においては、伊方原発3号機の再稼働に向かうなかで、宿直中の重大事故等対応要員の無断外出という保安規定に違反する事案が判明しました。

本県としても、こうした状況は遺憾であり、四国電力には、原子力発電所を運転する責任と使命を自覚し、緊張感を持って安全対策に万全を期していただきたいと考えています。

一方で、伊方原発3号機の再稼働を始めとする四国電力への対応については、まずは立地自治体である愛媛県の対応が重要であると考えています。

愛媛県では、環境安全管理委員会において、今回の保安規定違反事案の再発防止策が厳しく審議・確認されたところであり、本県としても今後の四国電力の対応を注視しているところです。

先般申し入れのありました2項目について、本県の考えは以下のとおりです。

1 本県では、県民の安全、安心の確保のため、平成26年3月に「大分県原子力災害対策実施要領」を定め、伊方発電所で起こる全ての異常事態については、速やかに情報収集し、県民に情報提供を行っています。このため、愛媛県との間で情報連絡等に関する確認書を取り交わし、重要な異常事象については、愛媛県から直接、通報連絡が行われる体制を執っています。

今回の保安規定違反についても、本年7月2日、公表前に愛媛県からの通報連絡を受け、その内容は当日のうちに県庁ホームページで公開し、皆様にお知らせしているところです。

本県としても、四国電力には、再発防止の徹底に取り組んでいただくとともに、地元や国民に不安を与えないよう、明確かつ責任ある説明を行いながら、緊張感を持って安全対策に万全を期していただきたいと考えています。

通報連絡の内容は、伊方発電所において、過去に社員1名が重大事故等対応を行う要員として宿直勤務中に、計5日、無断で発電所外に出ていることが判明したものです。

四国電力は平成28年4月に重大事故等対応要員として22名を確保することを保安規定に定めたにも関わらず、一時的にこの要員を満たしていない時間帯があったことは保安規定に違反するものであり、重大事故等に対応するための体制整備に影響するものだと考えています。

9月8日の原子力規制委員会の定例会合では、本事案について、結果的に原子力安全に実質的な影響及び原子力規制委員会の規制活動に対する影響を及ぼさなかったとはいえ、重大事故等に対応するための体制整備に影響する意図的な不正行為であり看過しがたいものとの評価が行われました。これを受けて、原子力規制庁は、評価結果とともに、原子力規制検査を通じて再発防止対策の実施状況を確認していく旨を四国電力に通知したところです。

2 特定重大事故等対処施設は、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等による重大事故に対処するためのバックアップ施設として、国において位置、構造及び設備等の基準が定められています。

これまで、伊方発電所は原子力規制委員会が行う規制基準に対する適合審査を経て、施設完成後に行われた核燃料を装填した状態での使用前検査にも合格しているところです。原子力発電所の稼働に当たっては、国及び四国電力の責任において、徹底的に安全性を検証し、安全対策を強化するとともに、地域住民はもとより、国民全体に明確かつ責任ある説明を行い、住民の理解と納得を得ることが不可欠だと考えています。

以上

原発と原爆 どちらも共存できない



原告 森山 賢太郎

1 略歴

森山賢太郎といいます。大分県内の高校、支援学校に35年間勤務していました。定年退職後12年になります。私が住んでいる大分市内の団地からは別府湾が見えます。約70km先に伊方原発があります。

私の両親は被爆者です。1945年8月9日、長崎の爆心地から3.5kmの地点で被曝しました。母親は畑作業をしていました。ピカッと光線に体を貫かれ、その後防空壕に飛び込んだそうです。両親とも90歳を超えるまで長生きしていましたが、生前、多くを語りませんでした。しかし、両親が語った数少ない被爆体験は、私の意識の奥底にずっと残っています。

2 核エネルギーを制御できるかという疑問

このような私の家族の背景もあり、私は、原発と原爆を結局はつながっている、同じものにとらえてきました。原発は核分裂に制御をかけながら発電すること。原爆は核分裂に制御をかけずに爆発させること。そのような違いがあるということは理解しています。しかし、「だから原発は大丈夫、原爆は恐ろしい。」と単純に考えることはできません。どちらも恐ろしいエネルギーです。私の問題意識は、核分裂の力を人間が都合よく制御するのは極めてむづかしいという点にあるのです。さらに言えば、人類は核と共存できるのか、という根本的な問いです。

その1つの表れが伊方原発で四国電力が使用している核燃料です。伊方原発は元々ウランを燃料とする設計で作られています。しかし、核燃料サイクル計画が破綻し、プルトニウムが有り余りました。それは長崎に投下されたプルトニウム型原爆に換算すると6000発分です。これを減らすという国策に沿って、伊方原発はウランにプルトニウムを混ぜて燃料にし始めました。これがMOX燃料です。ウランよりもプルトニウムのほうがエネルギーが大きく、また物理的な特徴も異なるために、ウランを想定して作られた原子炉にMOX燃料を投入することが危険なことは明らかです。「適切に改造した。」という主張も、これまで原発設備のトラブルを続出させていた四電に言われると空虚な言葉に聞こえます。例えて言えば灯油ストーブを無理やり改造して、ガソリンを混ぜて入れているようなものです。しかも使用済みMOX燃料は再処理の用途はなく、保有す

る温度は通常の使用済み核燃料よりも高く、冷やすのに数百年かかるとも言われており、厄介で危険極まる核廃棄物を大分県の対岸に長期に留め置かれることになるのです。

いかに四電の自信が空虚かを示した事件がありました。2020年1月に立て続けに発生した定期点検中の全電源喪失といった重大事故です。未だに原因は推定にとどまっています。加えて10月に完成を目指しているテロ対策工事です。どうして航空機を使った自爆攻撃やミサイルやドローンを使った攻撃に耐えられるのでしょうか。原発は原子炉格納容器本体が無事であろうと、周辺機器をいくつか破壊すれば重大な事故を引き起こせます。それは福島の事故で証明されているのです。

自分達は核分裂反応を制御できるという四国電力や国の自信は全く根拠がないものです。私にはどうしてこのような自信が生じるのか理解ができません。

国の原子力規制委員会が許可すれば、私達を騙せると思っているのであれば、傲慢極まることです。例えばコロナ対策では、国がいくら安心安全を言っても、国民は国の言うことを信じることができなくなっています。

3 私たち大人ができること、原発をやめる

この根拠なき自信に基づいて、原子力政策そして原発稼働は常に強引に見切り発車されてきました。このことが原発の設置、MOX燃料の使用、そして未だ再処理も最終処理の目処も立たない核廃棄物の問題を生んでいます。なにより、未だに解決の見えない福島第1原発事故を生み出した。

福島の事故は私の家族だけではなく、全ての日本人にとって広島・長崎の次に来る歴史的な被爆体験です。この誰もが共有する事実を真剣に受け止めて対処していかなければ子ども達の未来はないと考えます。そのために私達大人ができることは原発をやめることです。

そのような気持ちで2016年、私はこの裁判に参加しました。ちょうど熊本大分地震が起こり、中央構造線断層帯の間近にある伊方原発の脅威を身近かに感じた年でした。

4 佐賀関町神崎にて

今回の裁判の内容について、過去の裁判の思い出をまじえて、少しお話をさせてください。私は佐賀関神崎海岸の

ボランティア活動に参加しています。ここは半世紀近く前のことですが、埋め立てられる計画が立ち上がりました。この海岸は今ではウミガメが産卵に来るような美しい海岸になりつつあります。地元のお母さん達を中心になって住民が結束し、佐賀関の漁師達も一緒になり、反対運動、環境権裁判を起こしました。私は地元高校教員として応援しました。大分地裁は「訴えの利益なし」として私達の訴えを退けました。しかし、世論は大きく動き、石油ショックという経済情勢の変化もあり計画は中止されたのです。私



佐田岬半島方面を望む、釣りを楽しむ人

達住民の自然を守り、生活を守るという強い意志が海岸を守ったのです。

まさに私達が守った神崎の海岸こそ、大分県内で一番伊方原発に近い場所です。50 kmも離れていません。環境権裁判では神崎という地元住民が主役になりました。私達のこの裁判は、大分県各地の550名以上の住民が主役として主体的に取り組む活動です。さらに環境権裁判では神崎を含む新産都八号地埋め立て計画による生活民、漁民、農民達の被害が問題になりました。他方、この裁判では大分県民113万人の被害が問題になります。もっと言えば、国内で唯一の内海（うちうみ）に立地する伊方原発は、九州のみならず、瀬戸内の全体、中国、四国地方も死の海に

できる原発です。

5 原発は社会に必要なこと

ところで、伊方原発3号機の稼働実績はこの10年間で2年半ほどです。2011年3月11日から16年8月まで停止、その後2度の広島高等裁判所による運転禁止期間、定期点検、テロ対策工事がありました。単純計算で稼働率は約20%と極めて低く、採算ベースなど言える状態にはありません。また3号機が稼働しなくても四国地方の電力需給に不測の事態は生じてきませんでした。太陽光など再生エネルギーも充実してきており、四国電力が関西方面に売電している事実もありました。今年の夏場も電力需給に全く問題はありませんでした。

今や政府自ら、もはや原発の電気は安くない、再エネに比べて高いことを「エネルギー基本計画」のなかで明らかにしました。政府は今後、原発の新增設には踏み込まない方向であり、四国地方で原発ゼロになるのはまさに時間の問題です。1,2号機が廃炉になる中で、3号機の延命を図るのではなく、一刻も早く四国電力は脱原発に舵を切ることが経営上においても賢明な判断であると思います。

原発及び電力会社をとりまく国や経済の動きの根底には国民の意思があります。日本中で原発訴訟が起き、各地で住民達がたたかい続けています。世論調査でも、福島事故後、原発を廃止すべきとの意見が過半数を超え続けています。裁判所が社会通念に従って判断せざるをえないというのであれば、この世論調査の結果こそ社会通念です。

6 裁判所に望むこと

裁判所におかれては、根拠なき四国電力の自信に基づく規制基準や裁判上の主張に対し厳しくチェックを行い、二度と福島のような事故が起きないように、大分県民、国民を守る判断をしていただきたいと思います。

許すな再稼働！フクシマを語る

「生業訴訟が問いかけること、目指すもの」

8月28日 J:COM ホルトホールセミナールームL

講師：福島原発訴訟弁護団事務局長
弁護士 馬奈木厳太郎氏（オンライン）

福島生業（なりわい）訴訟とは

生業（なりわい）訴訟というのは2013年3月11日、福島地裁に第1陣が提訴しています。福島県内で59市町村があります。人口は約200万人の県になりますが、全市町村に原告がいます。これは勝手に集まってきた、というこ

とではないのです。

第1陣の提訴は800人の原告の方です。800人集めるために、原告募集の説明会を80回開催しています。福島県内各地はもとより、避難先の山形県、東京、沖縄県でもやったことがあります。これまでも500回以上の説明会を行っています。

現在は第1陣と第2陣をあわせて5,000名を超える原告団になっていることが一つの特徴です。全国各地で約30のこの種の裁判が行われていて、大分に一番近いのは「九州避難者訴訟」の裁判で、今福岡高裁で行われていますが、そういった方々をあわせると約12,000人が原告になっています。その約4割が生業訴訟の原告の方々です。



2020年9月仙台高裁で勝訴

オール福島のとたかい

全市町村59に原告を立てたのは“オール福島”の闘いにしたいということがありました。事故が起きた後、国や東京電力が一番最初に何をしたのかというと、同心円で線を描くことでした。

線の中の人たちは避難してください、線の外側の人たちは避難する必要はありません、というように「避難指示」という形で線引きをしました。私としてはこの線引きは「被害者かそうでないか」選別のためのものでもあったと捉えています。つまり責任を負うべき国と東京電力が、“誰が被害者であるか”を勝手に決めたということ。

実際、福島原発事故の後、責任を負うべき人たちが、誰が被害者か、何が被害か、いくらで賠償したのか、被害がいつまで続くのか、といったことを勝手に決めた経過があります。線引きとか選別とか、国のつくった土俵に乗ってはいけなかった、という思いを持って、異議申立て「国が勝手に決めるな」という声、そのことで手を上げられた方もいらっしゃいます。

その前提には当然ながら、深刻な被害の実態があります。自分たちが長年住んできた、あるいは先祖代々暮らしてきた古里に立ち入れなくなった。農業をやっている人たちは、

最初の1年目は農作物の心配をしましたが、2年目以降は土壌の心配をしなくならなかった、土そのものがダメになった。

小さいお子さんを抱えた人たちは、子どもだけでも避難したほうがいいんじゃないかと、福島県内ではどこの家庭もこのような悩みを抱えていた。家族のなかでも意見の食い違いがある中で、厳しい判断を迫られた。あるいは我慢を強いられたり、といった生活がずっと続いてきて、これは基本的に今も変わっていないということになります。

また、実は福島県内で放射性物質が止まってくれるわけではありません。そのことを象徴的に表すためにも、福島に隣接する県の方たちにも原告になっていただきました。意識的に原告団を大きくしました。福島県内であれば茨城、栃木、宮城などに比べて支援制度もあつたりなどしましたので、そういったレベルの線引きもありました。県内でもどこの地域なのかという線引きもありました。そういった線引きの一つ一つに乗らない、その土俵に乗ってはいけない、ということを強調しながら、もともとこの事故は誰によって引き起こされてしまったのか。その責任の重さと、どんな被害がその責任の表裏の問題として秘められているのかということに重きを置いて追求していくことになりました。

国の責任を問い、“全体の救済”をめざす

仮に、賠償して欲しいんだ、という裁判であれば、被告は東京電力だけで良かったと思います。実際、法律では原子力賠償法があって、原子力事業者である東京電力の賠償責任について定めがあります。普通であれば故意や過失まで被害を立証して、基本的には因果関係があって、損害が出ているということが認められれば、東電は賠償しなければいけない。

ですからこれは単純にお金の問題であるというように被害の問題を矮小化してしまうと、東電だけ訴えればいいということになっていたと思います。ただ、私たちの生業訴訟はそういう裁判の組み立てになっていない。むしろ東電に責任があるのは当然だから、国の責任が大きいんだと。

これは国を被告にしたということで2つの意味があります。それは福島で起きた事故ではあるけど、およそ原子力発電所というのはどのような問題を内在させていて、何よりも国策に基づいて推進されているのだという問題。もう一つは原告になった人は裁判をすれば一定の救済がなされる可能性が高いです、勝訴すれば。

しかしながら裁判の手続きの中で救済していくのは、あくまでも原告の人に留まります。私たちは地元で裁判していますから当然、ご近所には原告になっていない人で被害

を被っている人たちがたくさんいるわけです。この人たちは救済されなくていいのか。同じような事情のもとにあるのに、一方は裁判をやったから救済がなされて、一方は原告になっていないので救済から外れるというのは、裁判をやるかやらないかで新たな分断を生むことになるのではないか、という問題意識もありました。

私たちは“全体の救済”という言い方をしていますが、あらゆる被害者を救済しないとイケない。そのためには、国の責任を明確に認めさせなければいけない。そして国には、道義的レベルでの責任ではなく、法的な意味で、義務として被害者を救済しないとイケない責任があるということを明確にしよう。そうすれば原告にとどまらない、あらゆる被害者の救済にもつながるはずだ。そういった問題意識から、国を被告として責任を追及するということに力点を置く裁判をつくっていくことになりました。

“原状回復”へのこだわり

生業訴訟の場合は、“原状回復”というところにこだわります。原状回復は一般的には“元に戻せ”ということの意味すると理解されているのですが、ここで言う“元に戻せ”というのは、被害者の人たちの共通の思い入れがあります。

「お金なんかいらなから元に戻してくれ、元に戻してくれるようだったら、お金は1円もいりません」と言う方が多分圧倒的に多いだろうと思います。これは素朴な感情としてもそうですけれど、理屈の問題としても当然のように、お金の話になる前に“元に戻せ”というのが先だろうと思います。

私たちはそういった素朴な感情にとどまらず、もともと被害をどうやって回復させるのかと、福島を元どおりにしろ、というのが当然の要求だろうと考えました。そうしたこともあって原状回復を旗印に掲げることになりました。

元に戻せというと2011年3月11日に事故が起きていますから、2011年3月10日の状態に戻せばいいのかというふうに思われる方もいらっしゃるかもしれません。

私たちはそれでは足りないと考えています。それは何故かということ、被害者の人たちの共通の思いとしては、こんな被害、こんな犠牲は自分たちで最後にして欲しい、と皆さん思っていると思います。それは被害根絶ということも訴えているということでもあります。被害の根絶とは何か。

今回の場合は原発が事故を起こした、そして放射性物質が拡散したということに起因しますから、3月10日の状態に戻すというのは確かに事故は起きていませんが、事故の元凶となった原発がある。被害の根絶という場合、それは

原発が事故を起こさない状態、もっと言うと被曝をしない状態が確保されればいいのかということ、それでも足りない。元凶となる原発そのものがなくなると意味がないと考えています。私たちが原状回復と言っているときは、従って、放射能もない原発もないそういった地域を作りましょうと。原状回復という言い方をそういう広い射程を持った意味合いで使っています。



ホルトホール会場

滞在者と避難者が1つの原告団を構成

もうひとつの特徴は、原発事故後に事故当時のお住まいにとどまっていたらっしゃる方と、事故後避難された方と、両方の方が一つの原告団を構成していることも、私たちの裁判が唯一のものです。多くの裁判は避難先で提訴されたところが多いのです。もちろん一家揃って避難された方もあれば、ご家族のなかで避難した人と避難しなかった人が別れていて、その避難先での訴訟に残った家族の人が入っているというパターンはありますが、避難家族という括りにとどまらない、事故当時県内に残っている方と、避難された方と両方ということになってくると、他にはないということになります。

なぜそうなるかということ、避難指示によって避難した人たちは、いわば政府の命令によって避難したことになるので、あまり問題が大きくなるわけではないのですが、政府の避難指示がない地域から避難した方がいらっしゃいます。いわゆる“自主避難”で、避難指示区域外の避難者です。この人たちは少数者です。多くの人は事故後もそこにとどまった中で、例えば小さなお子さんがある家庭なんか「できるだけ被曝しないほうがいいに決まっているだろう」ということで避難した方も少なからずいらっしゃいます。

こういう人たちに対する風当たりというのは、必ずしも生やさしいものではなかった。つまり“逃げた奴だ”と、

いう見方をされたことがあります。また、避難した人たちの中でも、残っている人たちに対する評価というのは色々なものがあります。つまり、同じ被害者の中でも分断が作られているということになります。

外から持ち込まれた分断というものを、私たち自らの手で乗り越えていけないといけない。

人間関係、地域内再構築＝”もやい直し”

水俣のときには“もやい直し”という言葉がありました。最終的には人間関係や地域を含めて再構築するところまでしないと、本当の意味での原状回復にはならないという意味の言葉です。「被害の総体」を裁判の中で明らかにするためにも、両方の人たちが原告団として一緒に闘ってもらえば、という思いはあります。そういう裁判が2013年以来始まったということになります。

私たちは5,000人を超える原告の人たちの存在を洩れなく立証するというのが理想ではあるのですが、物理的にも難しいので、代表選手のような方、最終的には3,800人くらいの原告のうちの35名の方、福島地裁と仙台高裁で15名の方に原告本人尋問という形で法廷で話をさせていただくことになりました。

また現地の検証という手続きを使って、これも浜通りという原発に近い地域だけでなく、中通りという東北新幹線が通っている、いわゆる“自主的避難等対象地域”といわれるところと、両方を裁判所に見てもらうこともしました。そういった形で、その地域に事故当時お住まいだった方であれば、少なくともこれくらいの被害は出ているよね、というところを一律に判断してもらう、ということを目指すことにしました。

我々はそれを狙っていました。そうすることによって全体救済につながるという判断です。

そのために個別の個々人の損害を100%立証するのではなくて、その地域の人たちに共通するような損害を“代表選手”によって立証するという工夫を凝らして対応してきました。

法廷の外の取り組みも重要

法廷の外の取り組みも非常に大事なものがありました。何故なら色々な誤解も含めて、被害者のなかでも一番トップのレベルで扱われていない人は、トップの扱いをされていく多くの賠償金もらった人たちに対して複雑な感情を持つ。被害者のあいだに分断が持ち込まれている。そういったものを掘り崩していくためには、私たちが法廷の中で色々言うだけでは変わっていかないということもあって、

法廷の外の取り組みということにもかなりこだわっています。

自治体に対する要請であったりとか、あるいは選挙のたびにアンケート、公開質問状に取り組んだりとか、色々な団体などに一緒に頑張りましょうと呼びかけするための要請をおこなうとか、メディアに対して細かな情報発信をする。

そしてまた全国に支える人を呼びかけるために、先ほど紹介をしていただきましたが、ドキュメンタリーの映画であるとか、劇団公演であるとか、映画あるいは書籍といったものを通じたりという活動を行ったのもこの裁判の特徴です。

3重苦を耐える

福島の、特に原発事故の被害を被った人というのは3重苦を受けていました。それは東日本大震災、まず地震の被害があり、それから津波の被害があります。それに加えて



原発事故の被害がある。その3重苦のなかで、本当であれば裁判の原告になりたかった人は1人もいなかったと思

います。しかしながらそれでも原告として関わらざるを得なかった。国や東電や福島県がきちんと仕事をして、被害者救済に自ら乗り出して対応していれば、こんな裁判はいらなかったと思います。国会が救済のための法律をつくって、それが十分なものであればこんな裁判は起きなかったと思います。そうはならなかったから、自分たちが声をあげるしかない。

時の政権は事故の原因も解明していない、安全性の担保もない、今度は起きないようにする保障もない、被害も把握していない。そんな中、原発をやめるところか再稼働させました。これは福島の人たちからすれば、自分たちの存在が無視されているか軽視されているか、あるいは自分たちの受けている被害はたいしたことないと国に思われるの

か、そういうふうにはしか写らない行為です。まともに福島
の被害者と向き合って、原発事故と向き合っていれば、あ
の段階で再稼働するというのにはあり得ないでしょう。

浜通りの年配者、中通りの若い主婦は語る

原告団は大きな規模です。いちばんお年の方は90歳台
を超えています。その方は、今更この歳で健康被害を言わ
れても自分はそれをあまり気にしない。ただ自分にも孫が
東京にいて、年に何回か遊びにきて、福島事故の前の自分
がもうちょっと若かった頃には山に入って孫と山菜採りを
したりしていました。ささやかな楽しみだし、それが人生
の喜びでもあった。原発事故が起きて、孫は遊びに来な
い、山に入れない、山菜も採れない。国や東電はそんな被
害は大した被害ではないというかもしれないけれど、長年
地域で生きてきた人間としては何ができるのかを考えた時
に「自分のなかでは原告になることだ」とおっしゃる人が
いました。浜通りの海べりの方です。

中通りにこんな方がいらっしゃいます。小さいお子さ
んのいるお母さんです。郡山というところにお住まいだっ
たのですが、事故直後に断水したので水の給水のために

近くの給水車の来ているところに行きました。皆集まって
いて、3時間も4時間も待ちました。3月の13日か14日
くらいで、非常に寒い時期だった。自分は当時小さい子ど
もがいたので、家にひとりで置いていく訳にはいかず、だ
っこしながら、右には水をもらうためのタンクを持ち、寒
い中、外で待ちました。実はその時期、郡山あたりはいち
ばん密度の高い放射能ブルームの雲が上空を飛んでいた時
期でした。そんなこと知らなかった！知っていたらそんな
こと絶対させなかった、子ども連れて外に出るなんてこと
は。

科学者と称する人や国が、全然健康被害なんか大丈夫と
言うけれども、しかしながら科学的に解明されたものでも
ないわけです。自分にとってかけがえのない子どもに、生
涯万が一にも何かあったら、後悔してもしきれないとおっ
しゃる。それは、もう10年たったから大丈夫ですよ、と
はならない。たぶんその方が亡くなるまで、ご自身の原罪
のような形で抱え込むことになる。そういったお母さんが
原告になっています。1人1人の色んな被害を束ねるよう
な形で請求している、これが今の生業訴訟の特徴である
と思います。

10.24 伊方原発ゲート前集会報告

事務局 森山 賢太郎

10月24日（日）伊方原発ゲート前集会に、松本共同代
表以下6名で大分県から参加しました。主催は「さよなら
原発四国ネットワーク」です。四国のメンバー中心に60
名位の集いをゲート前で行いました。反原発の歌を歌った
り、抗議のアピールを各団体が行いました。
松本文六原告団共同代表が四電社長宛の申し入れ書を読み
上げ、所長代理の総務課長に手渡しました。



現在は“保安規定違反”で、いわば敵失によって伊方3号
機の再稼働にストップが掛かっています。しかし、核燃料
の装填はすでに終わり稼働準備は着々と整えられつつあり
ます。

10月25日（月）に愛媛県の原子力安全管理委員会が開催
され、四国電力のまとめた再発防止策について議論し、「
妥当」と判断した、と報じられました。中村知事が時期を
見計らって運転再開を容認するのでは、との観測が広がっ
ています。

なお、10月11日（月）に6名のメンバーが県下各地か
らゲート前に結集し、雨の中、抗議行動を行ってきました。
今後とも、粘り強く抗議行動を行っていきましょう。

補足：「保安規定違反」について

四国電力の社員が2017年3月から19年2月にかけて5
回、宿直中に敷地外のガソリンスタンドに外出。原子力規
制委員会が9月に保安規定違反と認定。四国電力の再発防
止策の内容は宿直者全員にGPS付きスマホを持たせるこ
となど。労働者の徹底的監視です

※申入書はP10に掲載しています。

伊方原発と山口県「上関」原発計画
中国電力が1982年に計画、40年間のたたかい

随想 瀬戸内と原発

瀬戸内海への思い (1)

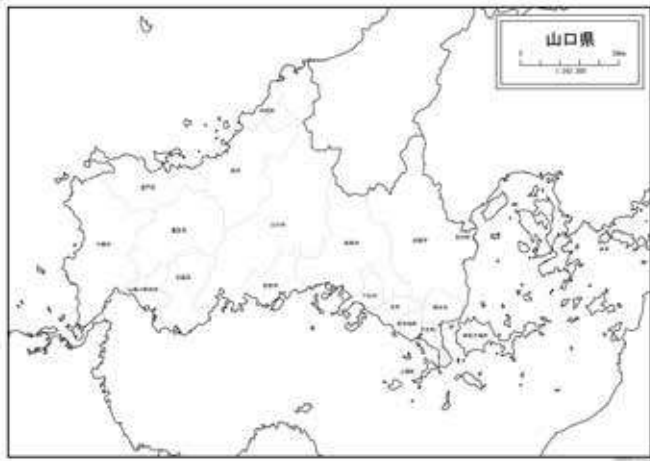
大原 洋子

「大島音頭」(星野哲郎作詞 原伸二作曲)

♪ハアー 安芸と伊予路を 周防に結ぶ
海がわたしの 金魚鉢
ころろ大島 鳴戸の瀬戸に
白く渦巻く 波の花
のんた 大島 よいところ
ほんに さいさい きんさいね

この歌のように、金魚の形の島・山口県大島郡(現・周防大島町)に生を受け、金魚鉢(さすが星野哲郎、閉鎖性水域であることを端的に表現)の瀬戸内海で育ち、広い世界に巣立った者も多い。人口増加で元々出稼ぎが盛んだった上、県や役場が力を入れたため、ハワイや朝鮮半島へ渡る者が続出したのだ。

父方の祖父もそうで、1900年代初めに夫婦で平壤へ移り住んだようだ。この島から平壤の父に嫁いだ母は5年半後、着の身着のまま故郷に引き揚げて、海水から塩をつく



金魚の形をした大島

り、海藻や魚を採り、労働と引きかえに食べ物を得て命を保った。間もなく父が職を得て宇部市に家族を呼び寄せた。食糧難の戦後、海はまだ豊かだったから生き延びることができ、やがて私も生まれたのだが、今、同じ状況になったら…

その島を春・夏に訪れるのは大層楽しみだった。山から対岸の半島の平生(ヒラ)町(上関町はその真裏)や柳井市がよく見えた。久しぶりに訪れたとき、柳井の海岸に煙突と丸いタンクが幾つもあるのに気づいた。1992年に運転の始まった中国電力の柳井火力発電所だ。金魚の目

の真ん前。あれを大島住民が許したことは大失敗。景観も大切な宝物という価値観をぶち壊し、人工的なタンクの存在を日常風景にしてしまったのだから。「我らが金魚鉢にこのような醜いものは要らない!」と反対すべきだった。

そのころ既に、阪神工業地帯・水島・徳山コンビナートや四国の製紙工場等で、瀬戸内海は荒らされていたのだが。海に囲まれた日本には塩田が多かった。だが、1905年に塩の専売制度が始まり、姿を消した。工場立地が進んだのは、塩田廃止と工場誘致が一つの要素。柳井火力も「塩浜」という地名だ。

だから、工業都に育った私は、瀬戸内海国立公園の記念切手の風光明媚な情景や、唱歌の海の姿はもう瀬戸内にはないと、どこか諦めていた。(ついでながら、福島菊次郎著『菊次郎の海』の16ページにわたる少年時代のキラキラした瀬戸内の記述は、その記憶力と表現力に圧倒される)

しかし、この海の実力はスゴイのだ。世界の閉鎖性水域の漁獲量比較で、地中海の25倍、バルト海の9倍と、世界有数の生物多様性と生物生産力を誇る。この豊かな海の秘密は潮流の速さにある。速い流れは平均水深38mと浅い海水をかきまぜ、上層部の酸素と下層部の栄養が混じって魚を育てる。

ハイ、ここでようやく主役の上関登場。

そして1995年、初めて訪れた上関町田ノ浦の海の透明度といたら。アラスカでのカヤックの冒険を諦めて帰国した若者はこう言った。まず足元を知ろうと故郷の徳山から東へ漕いだ初日、上関の美しい海に驚き、祝島で大歓待を受けた。この後、大阪まで景観も人情もこれほど深いところはなかったと。

田ノ浦海岸には淡水の湧き水が出ており、それが透明度を増させているという。中電の計画では埋立は沖合へ250m余りの水深10m。そうすると陸からの栄養を含む淡水供給は失われる。田ノ浦は、原発どころか「決して埋め立ててはいけない」地なのだ。環境省のホームページには「国立公園は、次の世代も、私たちと同じ感動を味わい楽しむことができるように、すぐれた自然を守り、後世に伝えていくところです。そのために、国が指定し、保護し、管理する、役割を担ってい

ます。」と麗々しく書いてあるし、環境省の「瀬戸内海環境保全基本計画」も大変立派なことが連ねられている。

私は問いたい。

- ・ 国立公園や閉鎖性水域に原発をつくってよいの？
- ・ 中電の埋立を許可した知事は、瀬戸内海環境保全特別措置法 13 条「関係府県知事は、瀬戸内海における公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の免許又は同法第 42 条第 1 項の承認については、第 2 条の 2 第 1 項の瀬戸内海の特異性につき十分配慮しなければならない。」を守らなくてよいの？



田ノ浦から見た祝島（右側） 2021/6/29

第 2 条の 2 第 1 項は、「瀬戸内海の環境の保全は、瀬戸

内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇り、かつ、その自然と人々の生活及び生業並びに地域のにぎわいとが調和した自然景観と文化的景観を併せ有する景勝の地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることに鑑み、瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性及び生産性が確保されていること等その有する多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海とすることを旨として、行わなければならない。」

……見よ、この格調の高さ。だが、「行わなければならない」ことが全く遵守されぬ形骸化した可哀そうな法律なのだ。この公有水面埋立法、瀬戸内海環境保全特別措置法については、県議等が何度も知事に質問しているが、まともな答えが返ってきたことはない。これでは法治国家ではなく放置国家だ。

ああ瀬戸内よ。この海に幼きころ親しみ、この海に眠る母・兄や福島菊次郎さんを思い出しながら、個人的なことも含めて綴った。

瀬戸内の原発については、続きで！

四国電力株式会社

2021 年 10 月 24 日

取締役社長 長井啓介様

申 入 書

私たち大分県民は瀬戸内海をはさんで、伊方原発の対岸に暮らしています。福島のような過酷事故が起これば命と暮らしを根底から奪われかねない、そのような恐怖を抱きながら生活しています。放射能に”県境“はありません。伊方原発から大分市佐賀関までは 45 ㎞しかなく、高知県の県境までとほぼ同じ距離です。しかも海上では遮る物は何もありません。

3 号機はすでに核燃料の装填を終え、特定重大事故等対処施設設置（いわゆるテロ対策）は完了したと聞きます。しかし、1 秒でも稼働を始めれば放射能廃棄物が発生し、その最終的な捨て場所はどこにもないのです。また、どのようなテロ対策を講じようとも、航空機やミサイルの体当たりで原発が耐えられることを想像することはできません。そして昨年定期点検中の重大事故の多発、さらに今回の「保安規定違反」について言えることは「貴社は危険な原発の運転の資格なし」ということです。

このまま廃炉にすることが最も賢明な判断であると考えます。全国の電力会社に先駆けて、貴社が脱原発にカジを切る英断を下されることを切に要望いたします。

記

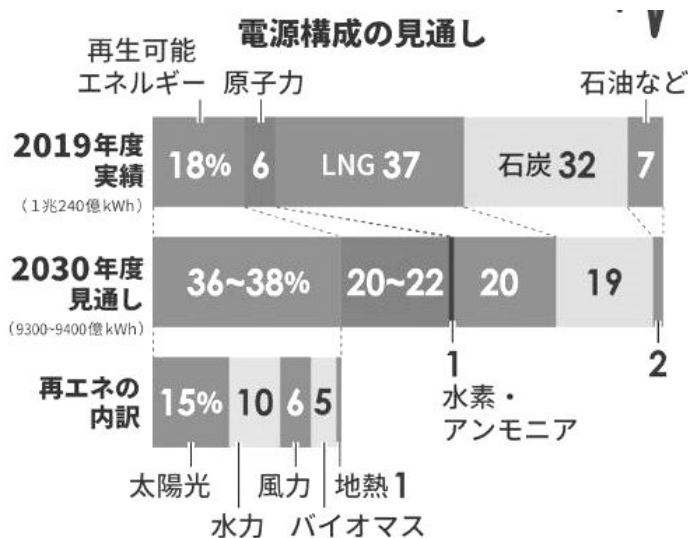
- 1 伊方原発 3 号機の運転をこのまま止めおき、廃炉にすること
- 2 テロ対策の内容を明らかにし、その実効性についてわかるように説明すること
- 3 「保安規定違反」について、ただちに大分県民に状況を報告すること。また、原因を徹底究明し、その説明に社長自ら大分県に足を運ぶこと
- 4 核廃棄物を伊方町に溜めおかないこと。乾式貯蔵による長期保管をやめること

原発比率 20 ~ 22% 変えず 「新エネ計画」

原発依存を減らすと言いながら、現状と真逆の方向

岸田総理は「一本足打法ではいけない」と言い、従来通りの原発依存の姿勢を鮮明にしました。3年前安部政権時のエネルギー基本計画を受け継ぎ、原発比率 20 ~ 22% を全く変えていません。

1年前を振り返ると、11月にはわずか1基のみ稼働の時もありました。2019年実績で原発比率の実態は6%、2020年で4.5%程度です。



原発の現状との乖離をどのように考えているのか、実際政府の目標を達成するには原発を増やさねばならず、30基ほどの再稼働が必要といわれています。

現状では九州電力4基（玄海、川内）および関西電力5基（大飯、高浜、美浜）の9基が再稼働しました。伊方は10基目の該当です。（美浜3号機はテロ対策工事により現在停止中）

再生可能エネルギーの比率は36~38%とし、拡大姿勢が見られますが、ヨーロッパ諸国に較べてずっと低い目標です。

総裁選の争点「核燃料サイクル」問題

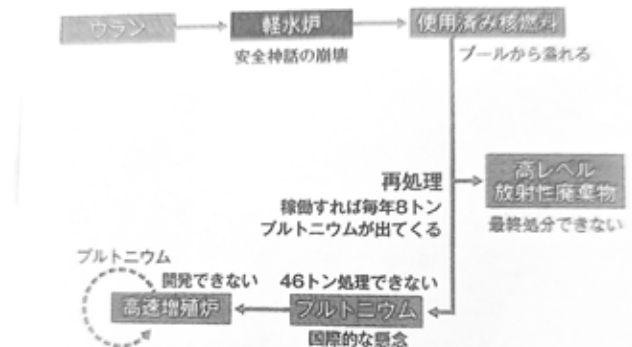
河野太郎氏：なるべく早く手じまいすべきだ
岸田現総理：維持しなければならない

政府は核燃料サイクルの維持を表明していますが、破綻していることは明らかです。“夢の高速増殖炉”と謳われた「もんじゅ」廃炉はすでに2016年に決まっております。核燃料再処理工場（青森県六ヶ所村）は1997年に稼働予定であったのに、24年目の今日に至ってもさらに稼働時期が先送りされており、20数回も延期となれば、ブラック

ジョークです。しかも14兆円もの巨費がつき込まれるのです。

もし、稼働を始めれば新たにプルトニウムが発生し、プルサーマル発電でMOX燃料として消費できる量ではありません。46トンあるプルトニウム量がさらに増える（毎年8トン）ので、国際的な疑惑の目を向けられることになります。河野氏は現実を語っただけです。河野氏の著書「日本を前に進める」に書かれたホントの事、それが総裁選の焦点になり“虎の尾を踏んでしまった”のかもしれない。

青森県六ヶ所村の使用済み核燃料保管プールは、全国の前原から送り込まれてきたもので満杯。岸田氏は、核燃料サイクルをやめた場合に、各原発に使用済み核燃料を戻さ



ねばならず、すると全国の各原発それぞれの使用済み核燃料プールが満杯となり、稼働できなくなる。従って河野氏の主張を認めることは「原発をやめる」ことになる、従って核燃料サイクルは維持しなければならない、と言いました。つまり再処理工場は稼働できなくても、稼働するふりをし続ける！！

稼働できなければ、使用済み核燃料は単なる核のゴミになってしまう（現状は資源＝新たな使用可能の燃料という扱い）のです。

関西電力のジレンマ

すでに関西電力の若狭湾では、各原発の使用済み核燃料プールは満杯に近づきつつあります。一挙に5基の原発を再稼働させました。大飯3, 4、高浜3, 4、美浜3号機（40年超原発！）です。そして電事連の働きかけでむつ市の核燃料保存プールを東京電力などとともに利用させてもらうことを企てています。これには「約束が違う」と（青森県は核のゴミ捨て場にされてはたまらない）と、地元市長も猛反発しています。

報告

「地球で最も安全な場所を探して」上映会

県内3カ所で上映会を実施することができました。

白杵市 9月3日(金) 10時～ 18時30分～
白杵市民会館

大分市 9月5日(日) 10時～
JCOM: ホルトホール1F小ホール

中津市 9月11日(土) 14時30分～ 19時～
中津市教育福祉センター

この取り組みは311のちのわ実行委員会のアフターイベントとして取り組まれました。白杵会場36名、大分会場61名、中津会場76名と約170名の方々が御覧になりました。

会場でのアンケートに協力頂いた沢山の方の感想の一部を紹介させていただきます。

- 安全な捨て場所はない！こと明白。人智で解決不可。それでも原発を止めない人間の愚かさを再確認できた映画

画でした。企画ありがとうございます。

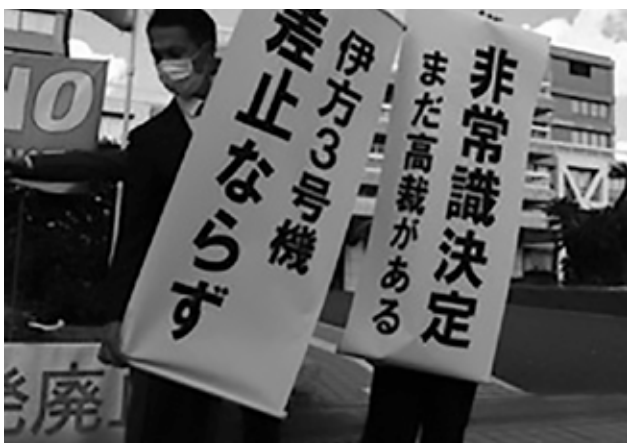
- 今の便利な生活のために、私たちは何と恐ろしいことをしているのでしょうか。高校生(中学生でもわかると思う)にみてもらいたい。100年後そして1000年後には誰も生きていないけど。観てもらいたい生き方を変える時が来ているのでしょうか。
- 世界中の叡知を集めても解決しない問題だとわかりました。地震大国日本で地下に埋めることは不可能です。政府はこの問題をどう解決するつもりなのでしょうか。
- 原発を早くやめた方が核のごみは少なくてよい。誰も欲しがらないと何度も言っていたのが印象的でした。
- 人間の手に負えないものが生じるならば、人間はそれを使用すべきではないと改めて思った。地球のどこを回っても安全な捨て場所は見つからないだろう。
- 原子力の平和「的」利用なんてものはそもそもありえない。とても危険で平和を創るためではないから。放射能廃棄物が生み出されることをわかっていながら発電してきた罪は重い。どうすればいいのかわからないけど。

判断放棄、非常識決定

広島地裁新規仮処分決定 11月4日 広島地裁が訴えを却下、たたかいは高裁へ

“勝てば3号機が止まる”。6月定期総会で哲野イサクさん(広島裁判の会)に特別講演をしていただきました。

11月4日、本会から大原さんが代表参加し、決定を見守りました。広島地裁の下した決定内容はお粗末極まるものでした。専門的なことで裁判所として判断できない、として責任放棄。また、住民側に一方的に立証責任を負わせるという、これまでの裁判の流れを無視した非常識内容でした。高裁の場で、引き続き粘り強く、一喜一憂することなくたたかいを進めていきましょう。



事務局より

ーソーメン物販のご報告ー

本年もソーメンをお買い上げいただき、まことにありがとうございました。

おかげさまで、必要経費を除き23万円余りの収益を上げることができました。これは、1年間のニュースの印刷費もしくは郵送費を賄える金額です。

ご協力、本当にありがとうございました。今後とも、おいしく召し上がって力強く応援くださいますよう、よろしく願いいたします。

(裁判の会物販班)

ー馬奈木弁護士講演会の映像を ユーチューブUPしましたー

チャンネルURL: <https://www.youtube.com/channel/UCjlu74GGVjqKYrNJ-N37sbA>

ホームページから、見ることができます。4ページからの文章を読むときの参考にしてください。

今後の予定について

1～2月中

芦田譲京大名誉教授講演会「3次元探査について」
日程調整中

3月3日(木)

第22回口頭弁論 14時 大分地裁集合 14:30～

3月6日(日)

311のちのわ集会及びデモ行進
(大分市若草公園 10時～)